

第43回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成27年12月16日 開会

伊方町議会

第43回伊方町議会定例会会議録（第1号）

○招集年月日 平成27年12月16日（水）

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会（開議） 12月16日（水） 10時00分宣告

○出席議員（15名）

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
12番	菊池 孝平	13番	中村 明和
14番	高岸 助利	15番	篠川 長治
16番	吉谷 友一		

○欠席議員（1名） 11番 小林 絹久

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	山下 和彦	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	財 政 課 長	中田 克也
政 策 推 進 課 長	坂本 明仁	町 民 課 長	菊池 嘉起
福 祉 課 長	橋本 泰彦	保 健 介 護 課 長	小野瀬博幸
産 業 振 興 課 長	大野 金能	産 業 振 興 課 付 課 長	兵頭 達也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三好 正弘	建 設 課 長	黒田徳太加
瀬 戸 総 合 支 所 長	井上 利彦	三 崎 総 合 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	寺谷 哲也	会 計 管 理 者	山本 桂二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大森 貴浩	中 央 公 民 館 館 長	中田 信幸

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	細川 幸登茂	書	記	岩村 寿彦
書 記	吉本 治	書	記	矢野 喜久

伊方町議会第43回定例会議事日程（第1号）

平成27年12月16日(水)
午前10時00分 開 議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 三机小学校校舎外部改修基金条例制定について (議案第107号)
- 〃 第 6 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について (議案第108号)
- 〃 第 7 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について (議案第109号)
- 〃 第 8 伊方町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について (議案第110号)

1 散会宣言

開会宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） おはようございます。これより、伊方町議会第43回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、15名であります。欠席議員は1名であります。定足数に達しております。よって、本会議は成立いたしました。なお、小林議員は、体調不良のため欠席の旨の届け出がありました。

町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第43回定例会を召集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中ご出席をいただき、提案申し上げます案件につきご審議いただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます次第でございます。また、各位には、日頃から町政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、今年も師走に入り暦も残すところわずかとなりましたが、町内のみかん農家の皆さんには、収穫作業等に大変お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。今後年末、年明け、春先にかけて、慌ただしく出荷の時期が続いて参りますが、伊方の柑橘を心待ちにしている全国の消費者の期待に応えるため、農作業ご精進いただきますようお願いをする次第でございます。さて、先週末、既に大きく報道されたところではありますが、町が賦課徴収しております、県町民税と国民健康保険税において課税誤りがあったことが明らかとなりました。この度の誤った処理により、対象となります納税者の皆様には、多大なるご迷惑と、ご不快な思いを与えてしまいました。また、町行政に対する信頼と信用を損なう大きな痛手となりましたことについては、

議員各位並びに町民の皆様にご心からお詫び申し上げます。なお、今回の事務処理のミスについては、コンピューターへの入力ミスと入力データの確認不足が原因であったとのことではありますが、日頃から複数の目で十分に確認作業を行っていただければ、このようなミスは防げることが出来たはずであります。今後は、ミスの発生を未然に防ぎ適切に事務処理が行われるよう、改めて、各業務の事務処理手順を確認し、十分にチェックを行いながら、事務処理を行うよう指導して参りたいこのように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。次に伊方原子力発電所3号機の再稼働について申し上げます。伊方3号機、再稼働の地元同意につきましては、町議会原子力発電対策特別委員会において慎重審議を賜り、9月定例会最終日において全会一致でもって「再稼働を容認する」との結論を出して頂きました。また、それまでに町環境監視委員会では「再稼働について、一定の理解を示す」という審議結果が出ておりましたので、私は、去る10月22日愛媛県庁において中村知事に「伊方3号機の再稼働を容認する」との地元町長としての方針をお伝えいたしました。福島事故以降、原子力発電を取り巻く環境の変化により、この伊方3号機の再稼働問題は、本町にとりまして将来を左右する非常に大きな問題となっております。また、私自身、これまでも3号機誘致の際には担当として、また、町長就任と同時にプルサーマル計画の同意判断に関わった経験がございますが、今回の再稼働問題については、これまでに経験の無い、原子力に対する大きな不安が広がっている状況下においての非常に重い判断となりました。私といたしましては、町議会および町環境監視委員会の審議状況を注視しながら、地元町長としての最終判断を行う前に、再稼働の理解を求める政府の方針や安全確保に対する取り組みの姿勢について、私自身がしっかりと

確認をさせて頂く必要がありました。そのため、政府の一員として、また当時の担当大臣として、宮沢経済産業大臣、望月環境大臣、新たに就任された林経済産業大臣に面会を頂き、これまでの審議の過程で感じた原子力発電に対する住民の大きな不安を払しょくするため、町として4つの要請事項について申し入れいたしました。その1つは伊方3号機の世界最高水準の安全性の確保及び地域との信頼性向上の取り組みを進めること。2つ目は、住民の避難行動計画について訓練の実施による検証と見直しを行いながら実効性を高めること。3つ目は、再稼働により万が一事故か起きた際には、国が責任を持って事故の収束、災害対策、賠償などに迅速に適切に対応すること。4つ目として、国が策定したエネルギー基本計画に則って、核燃料サイクル政策の推進や使用済核燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドに関する課題の克服に努めること。これら4点について実現に向けて取り組みを強く要請いたしましたところでございます。その結果、林大臣が伊方町にお見えになった際に、大臣から納得のできる内容での回答を頂くことが出来たことから、私は「再稼働容認」との判断に至ったわけでございます。現在、伊方発電所では安全対策工事の最終段階に入り、来年の春頃には一連の手続きを終えて、再稼働の準備が整うものと思われておりますが、私といたしましては、全て、その時点からが、新たなスタートであると認識をいたしております。伊方3号機が再稼働するにあたっては、福島のような事故は絶対に起こしてはなりません。そのため、事業者である四国電力には福島事故を教訓とし、絶えず最新の知見等を反映した安全性向上対策に努めることはもちろん、ヒューマンエラー防止対策のソフト面での対策にも万全を期して取り組んで頂きます。また、伊方方式と言われる正常状態以外の事象が発生した場合の迅速かつ正確なトラブル情報の提

供については、地域住民との信頼関係を構築するための最も重要な事項でありますので、町といたしましては、これまで以上に発電所に関する、透明性の高い情報提供に努めて参ります。以上のような取り組みについて、町議会の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。今後とも、町議会の皆様のご指導ご鞭撻をいただきながら、町民の安全安心な暮らしを守るため、伊方発電所の安全対策について厳しく監視して参りたいと考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。さて、今定例会に、ご提案いたします案件でございますが、条例の制定及び改正に関する議案、4件。平成27年度一般会計及び特別会計補正予算、8件。工事請負契約に関する議案、1件。公共施設の指定管理者の指定に関する議案2件でございます。いずれの議案も町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶いたします。よろしくお願ひいたします。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、13番 中村明和議員、14番 高岸助利議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、3日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3、諸般の報告を行います。お手許に配布してあるとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通し下さい。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4、一般質問。お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。受付順により、中村明和議員、篠川長治議員の順にお願いをいたします。まず、中村明和議員。

○議員（中村明和） はい

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） 皆さん、おはようございます。議長より、一般質問の許可を得ましたので、大綱で2点質問いたします。

大綱1、伊方町シルバー人材センターの開設について。伊方町の基幹産業である農業、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているように見受けられます。若者の農業、漁業離れで後継者不足が目立ち高齢者の皆さんが頑張っておられます。

特に近年は80才を超える方々がどの部落でも元気で働いていますが、益々高齢化が進むと思われまます。先般、国が大筋合意した環太平洋連携協定TPPが安い農産物や魚介類の輸入増加で打撃を受けると大変懸念をいたしております。伊方町としても将来を見据えた対策を打ち出していかなければいけないと思っています。高齢者の皆さんが一年でも長く健康で働けるように、町としても手助けをしていかなければ農業、漁業は廃れてしまうのではと大変危惧するところです。農業では草刈りをはじめ肥料まきや袋かけそして採集、出荷と大変な重労働です。漁業においても網の修理、釣り道具作り、船の清掃、ペンキ塗りと多くの仕事があります。農業、漁業のこのような仕事は一般の方でも教えていけば少しずつ出来る仕事だと思っています。そこで、伊方町内で定年退職の年代になってもまだまだ働きたいと元気なシニアが多くいると思います。気になるのは働く場をどうやって見つけることだと思います。これからの伊方町を考えた場合、身近な就業機会を提供でき、かつ農業、漁業に従事し頑張っておられる高齢者の皆さんの手助けの為にもシルバー人材センターの開設が重要ではないかと思っております。愛媛県内17市町村にあるシルバー人材センターの会員数は約8千人、平均年齢は70才で入会条件は概ね60才以上との事。また、紹介する仕事は主として臨時的かつ短期的な就業、その他の簡単な業務に関わる作業で、内容は清掃作業や植木の手入れ、草刈り、家事援助サービスなど、さまざまな仕事が出きるので将来的には愛媛県内の労働力人口の減少が予想される中で、シルバー層には生涯現役で頑張っていたきたいと、愛媛県シルバー人材センター連合会の事務局長は話しておられます。私は伊方町にも早急に人材センターの開設が必要と考えています。そこで次の2点についてお伺いします。

1. 伊方町内で定年退職をされ75才までの無職の

方の人数はどのくらいの数になるのか。

2. 町として基幹産業の担い手不足と高齢化対策をどのように考えておられるか。お伺いしたい。大綱2、地域の活性化と観光振興について。山下町政になられ、9年9ヶ月が経過し、あつと言う間に月日が過ぎ去っています。町財政は、安定した運営をされ本人が言われるように仕事も真面目に取り組まれていると思います。しかしながら、この間、伊方町の人口は目まぐるしく減少しています。小さい集落ほど人口の減少は多く一年一年限界集落が増えていると思われまます。集落、地区の運営もなかなか難しいとよく耳にいたします。行政もこれといった政策も見い出せないのが現状かも知れませんが、町として行動を起こさなければ、地域の活性は望めないと思います。山下町長が3期目の公約に観光振興に取り組みたいと話されていたように思われますが、私の目には見えてきません。確かに、三崎地域に立派な観光交流施設「はなはな」が4月にオープンしましたが、それは三崎の一部だけで伊方町全体の観光振興には結びついていないのだと私は考えます。現代に生きる日本人は観光に対する熱意は大変なもので心の豊かさと安らぎを求め、国民の価値観やライフスタイルも益々多様化、個性化が進み個性や感性を尊重する傾向が一層強まると予想され、観光やレジャーに対する需要は将来も伸びていくと思います。ご存知のとおり伊方町には愛媛県内のどこにも負けない観光資源があると思っています。瀬戸内海国定公園の佐田岬灯台、豊予海峡と豊後水道と合流する速水の瀬戸、瀬戸アグリ体験農業、三机湾の須賀の森公園、亀ヶ池温泉などが大きな核となり、町内地域の自然、文化、歴史、伝統など地域固有の資源を活用しながら魅力ある地域づくりと連動した観光地づくりを進めていけば地域の活性化にも役立つ観光地になると考えております。国が掲げる地方創生政策で全国津々浦々地域の活性化、観光振興に頑張っ

ておられますが、成功されている町村は住民と町、行政が一体となり大胆な発想と不断の努力で成し得ていると考えています。そこで次の3点についてお伺いします。

伊方町の地域活性化の大きな柱として、今後、観光振興にどのように取り組まれているのか。

2. 今まで旧三町間の地域おこしグループ・ボランティアグループ・若者、青年団グループと年何回ぐらい行政との会合をもたれているのか。

3. 合併されてこれまで新しい町づくり、地域おこしグループがどのくらい出来たのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、大綱①「伊方町シルバー人材センターの開設について」でございますが、伊方町のシルバー人材センターに関しましては、平成26年6月の第37回定例会で一般質問に対し答弁したとおり、合併前の瀬戸地域で組織された「シルバー瀬戸」を町内全体で事業展開ができるよう、伊方町社会福祉協議会において取り組みを進めるよう働きかけをして参りました。その結果、社会福祉協議会におきましては、平成27年4月1日をもって「シルバー瀬戸」の活動範囲を拡大し、伊方町内全域を対象とした「シルバー伊方」に体制を改め、事業展開をしている。との報告を受けております。また、その際、社会福祉協議会では、シルバー人材センターについて紹介するため、社会福祉協議会の機関誌に記事を掲載したり、老人クラブの会合などにおいて、新たな会員を募集するなど、周知しているとのことであります。しかしながら、

現在の会員数は、町内全体で 25 名、伊方地域が 2 名、瀬戸地域が 20 名、三崎地域が 3 名となっております。新たな会員の確保が進んでいない状況であります。また、今後の大きな懸案事項といたしましては、シルバー人材センターが受注する業務の確保であります。議員が申されたように、住民から依頼される業務内容は、臨時的かつ短期的なものがほとんどであり、庭の草刈りや清掃業務、墓地の清掃などとなっております。現在、瀬戸地域においては、行政からも公共施設の管理業務などのお手伝いについて、可能な範囲で依頼している状況でございます。今後、町では、今年度策定予定の「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、「生活の場として選ばれる住環境の整備、健康長寿社会の実現」という基本目標を設定し、シルバー人材組織を受け皿とした生きがい支援事業を戦略の一つとして展開することといたしております。

そこで、議員の質問の 1 点目「伊方町内で、定年退職をされ 75 歳ぐらいまでの無職の方の人数はどのくらいの数になるのか」とのことでございますが、ご質問の人数の把握が非常に難しいため年齢が 60 歳から 75 歳までの方で、年金収入のみ若しくは無収入の方という条件で抽出しますと、およそ 1,000 人が該当いたします。

次に、ご質問の 2 点目「町として基幹産業の担い手不足と高齢化対策をどのように考えているか」との質問でございますが、本町の基幹産業である、第 1 次産業の就労状況を見ますと、就業者の高齢化が着実に進行していることから、地域産業の振興を図り、存続していくためには、担い手としての後継者や新規就業者等の育成確保が最も重要な課題と言えます。そこで町と致しましては、国や県

の事業を活用しながら、就農研修後、地元で就農した者に対して、その研修資金を補助する「就農研修資金償還免除事業」や、就農後の経営が安定するまでの間、その経営を支援する「青年就農給付金事業」を実施しているほか、町単独の施策として、国や県に先駆けて、農業漁業に新たに取り組む「新規学卒就業者」や「新規参入者」に対する給付金制度の「新規就業者支援対策事業」を創設して、他に先駆けた取り組みも行って来たところでございます。また、国や関係団体においては、漁業の分野においても、農業と同じ様な支援を行う「新規漁業就業者総合支援事業」について、検討されていると聞き及んでおります。一方で、これらの担い手の育成確保対策にあわせて、現在、農業漁業に従事されている方の高齢化に対しましては、一人でも多く、より長く、元気で、意欲を持って産業に従事して頂く必要があるというのが、本町の実情であると強く認識をいたしております。町と致しましては、農業、漁業の経営の安定化や作業における省力化、効率化等に係る事業に関しましても、農家・漁家の負担軽減に積極的に取り組み、現在、就業されている方々に対する支援を行いながら、これからの担い手不足を補うための労働力確保のための取り組みといたしましては、県内の大学との連携により、学生ボランティアによる農作業支援の受入れ体制を構築するほか、JA が中心となって取り組む「西宇和みかん支援隊」の事業や農家や求職者を対象とした無料職業紹介事業等により、労働力確保に向けた対策を展開することといたしております。議員も申されたように、町内の状況を見ますと、定年を迎えられましても、まだまだ現役として様々な分野で活躍をされている方が多いことから、今後、シルバー人材センター

に対する期待感も益々大きくなると思われ
ますので、高齢者が持つ、その力を十分に発
揮できる環境を整え、いつまでも生き生きと
活躍できる社会の実現に向けて、関係団体等
の連携のもと、取り組んで参る所存でござい
ます。以上、大綱①の答弁とさせていただきます。

次に、大綱②「地域の活性化と観光振興につ
いて」のご質問にお答えをいたします。まず、
議員が申されたように、町内の人口は減少の
一途をたどっております。また、そのことに
伴い、町内の小さな集落においては、地区自
治活動の低下や伝統行事の存続が困難とな
り、限界集落の危機が目の前に迫っている状
況でございます。このような人口の流出につ
いては、これまで地方から都市部への人口の
流出、すなわち過疎化という現象が大きく要
因とされておりましたが、現在では、過疎化
に加えて、国全体の人口の減少が減り続け
ている社会に入ったことから、地方において
今後ますます人口減少が厳しくなるものと
予測されております。昨年、平成 26 年 5 月、
日本創生会議は 2040 年の将来人口を推計し、
地方からの人口流出がこのまま続くと、全国
で 896、全体の 49.8%の自治体が将来的には
消滅する恐れが高いとの衝撃的なニュース
を発表いたしました。そのため、国が地方創
生という大きな課題に、本腰を入れて取り組
むことになり、都会から地方へと人口の移動
を促す対策を模索しているところでござい
ます。一方、議員は私が進める観光振興につ
いて、その取り組みが見えてこない。とのこ
とでございしますが、私は、平成 25 年 6 月定
例会の招集あいさつにおいて、町内において
は、伊方原発の停止に伴う点検作業等の減少
から、町内の民宿業や商工業に大きな影響が
生じており、将来を含め、町内全体で景気の

回復や経済成長を促進するためには、伊方発
電所に大きく依存した、これまでの地域振興
策を見直し、新たな産業の創造、雇用の創出、
観光資源の有効活用等、改めて伊方町の特性
に応じた、地域資源を活かしたまちづくりに、
取り組んで行く必要があるのではないかと強
く感じている。と申し上げ、その後、『佐
田岬観光まちづくり実施計画』に策定し、平
成 26 年度から計画の認知と理解のための取
り組みや、関係機関との連携強化、更に実践
と情報発信のための取り組み等、平成 28 年
度まで 3 ヶ年計画を現在、展開しているこ
ろであります。また、この『観光まちづくり
計画』の展開にあたっては、当初は行政主導
のまちづくり実行委員会として、全町的な連
携や運営の基盤づくりを行います。年度ご
とに段階的に佐田岬ツーリズム協会へ事業
を移行することを目指しておりますので、今
年度においては、地域おこし協力隊による人
員の増強を図ったところであり、今後、『佐
田岬はなはな』の運営を担う、指定管理者の
『佐田岬ツーリズム協会』が中心となって、
会員をはじめ地元の事業者等とも連携を図
りながら、積極的な事業展開に期待をしてい
るところであります。それでは、議員ご質問
の 3 点についてお答えをいたします。

まず、一点目の「伊方町の地域活性化の大き
な柱として、今後、観光振興にどのように取
組んでいかれるのか」とのご質問でござい
ますが、観光産業が持続的に継続し、成功を
収めるためには、本町に「訪れた人」が来て
良かったと実感でき、再度、その地を訪れて
みたいと思ってもらえること、また、その体
験を良かったこととして周囲に伝えたくな
るような気持ちになって頂くこと、このよう
な気持ちを抱いていただけるかどうか、非
常に重要であると思っております。そのため

に、地域に根ざした「暮らす人」が地域に誇りを持ち、心のこもった質の高い、伊方町にしかない特色あるサービスを提供するための環境づくりが重要でございます。このことから、町が進めております「佐田岬観光まちづくり計画」において、人づくり・地域づくり・観光資源の磨き上げ、この3点を主眼におき、地域住民が主体となった取り組みにより、観光振興に繋げて参りたい。このように考えております。主な事業につきましては、随時、議員全員協議会での報告を行いながら展開しておりますので省略させていただきますが、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、人づくり・地域づくり・観光資源の磨き上げ、これらに重きを置き、今後の観光振興については、地域住民、佐田岬ツーリズム協会、町内事業者、関係団体、並びに県との連携や協働のもと、関係者がそれぞれの立場において観光産業に参画していただきまして、その発展に努めていただくことにより、目指すべき姿の実現に努めて参りたいと考えております。

次に、ご質問の二点目「今までに旧3町間の地域おこしグループ・ボランティアグループ・若者等のグループと年何回ぐらい会合をもたれているのか」とのご質問にお答えをいたします。「佐田岬観光まちづくり計画」の実行にあたっては、地元の地域住民が主体的に参加し、取り組んでいただくことを目指しておりますが、その意識の醸成や人材育成が非常に重要となって参ります。また、町職員に経験が足りない分野につきましては、計画策定にあたった事業者が持つ知識経験や人脈を活用するため、町と地域とのパイプ役となるプロデューサーに、積極的に地域や関係機関等に出向いて頂き、活躍頂いております。また、この計画については、佐田岬灯台

を重要拠点として位置づけ、町内の各観光施設を結び、各施設への誘客を図るため、現段階においては三崎地域の観光交流拠点施設や灯台周辺等の整備を重点的に実施いたしておるところでございます。そのため三崎地域における団体等との協議の場が多くなっておりまして、行政との会合の回数につきましては、観光まちづくり計画における、関係9団体との協議のため、職員との会合が44回、職員とプロデューサー同席の会合が19回、プロデューサーのみの会合が25回と合計で88回の会合を重ねてございます。また、これ以外の関連団体等の協議回数は、27回となっております。今後においても地元の協議や住民との協議の場として、また意見集約や人材育成の場として、積極的に開催するよう担当に指示をしているところでございます。

最後に三点目「合併されてこれまで新しいまちづくりグループがどれくらい出来たのか。」についてでございますが、二点目の回答で申し上げたとおり「佐田岬観光まちづくり計画」を進めていくためには、地元や地域住民の積極的な参加により、主体的に実施できるよう、意識の醸成等を行いながら、新たな団体にも参加して頂く必要があると考えてございます。このことを踏まえ、町と致しましては積極的にPR活動等を行いまして、これまでに13団体が「佐田岬観光まちづくり計画」等に関わる団体として新たに発足しております。更に詳しくご紹介いたしますと、佐田岬灯台に関するものが1団体3チーム、南予博に関するものが4団体、ソーシャルツアー関係が1団体、ヘルスツーリズム関係が1団体、生活改善グループに関するものが1団体、きなはいや伊方まつり関連で1団体、その他1団体となっております。また、

それ以外の地域おこし団体にあつて、継続して活動している団体は 22 団体となっております。これらの団体に対しましては、町が進めております「佐田岬観光まちづくり計画」への参加をいただき、継続して活動を行っていただくことにより、新たな産業の創出や地域おこしにつながるよう必要な支援を行って参りたいこのように考えております。以上で、中村明和議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第 55 条を引用し、一つの大綱につき 2 回以内と定めます。中村明和議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） 先ほど、町長も朝の挨拶の中で大変今農家の皆さんお忙しいことと言われておりましたが、今私の知る範囲では、専業農家ほとんどの方、家がもうアルバイト雇っております。現在。それでですね、先ほど平成 26 年にそのシルバー人材センター、社会福祉協会に開設しとるといような答弁やった思うんですけど、その社会福祉協議会、私も瀬戸に旧町の時から瀬戸町は、シルバー人材センターを取り組んでいたのを聞いておりました。ただその伊方町全体で、その会員数は 25 名言うのは、ちょっと考えられないぐらいの数字やないか思うんです。と申しますのも公務員、役場、公務員の方はその退職されて、山があれば農業したり、こういろいろされとるんです。他の団体とか個人経営の会社、定年なられた方随分とおられるんですよ、おられるんですよ。それでですね、私も町民の方から一般質問上げてもらえないかなっという事で、今回取り上げたんですけど、その人達はですね、その旧瀬戸にはあつて、今現在伊方町の社会福祉協議会にその人

材センターがあるというのすら知らんのですよ、もう少しその先ほど言われておりましたけど、町長の J A の支援、今賃金 8,000 円です。一昨年まで町が助成した時は、確か 1,000 円か 2,000 円、1,000 円や思うたんです。その時は、申し込んでも 1 ヶ月、2 ヶ月ぐらい先やなかったら、来れないと今の支援員はあいとると、その 8,000 円の賃金が農家の高齢者の皆さんにとっては高い賃金なんですよ、よう雇わん。その 1,000 円の時であれば、高齢者の皆さんも予約待ちで 1 ヶ月、2 ヶ月待ってでも雇うていたんですよ。そこが一番行政として、大事なことやないかと思うんですよ。今現在、先ほど町長が答弁しましたけど、その社会福祉協議会にお任せのその人材センター 25 名の方が年間とは言いません。この忙しい時期に月どのぐらいの雇用言うか、農家、業者から要望があつて、働いておられるのか。それちょっと私知りたいんで。と申しますのも愛媛県のシルバー人材センターの記載した記事を見ますと、シルバー人材センターの主な仕事で賃金月いくらぐらいかとちょっと見ましたら、5 万から 6 万そのぐらいシルバーの方は言うたら、ちょっとした自分のポケットマネー、小遣いなければいいかなっそれで自分の体を動かして、動かして働けば自分の健康のためにもなるんかなっ、それとまた地域のお役に立てるかなっというような感覚でその会員になって登録されとるといような記事を見とるんですよ。そこでですね、ただ行政もその社協にお任せでは、間に合わないような伊方町に、高齢化が進んでですよ、私はもう少し、お任せも結構なことや分かりませんが、行政としてもう少し町民に知らせる。毎月の町の広報なり、うん、それとその今言われた会員数、一応定年退職され概ね 1,000 人、男女、女性のアルバイト随分あると思うんですけど、1,000 人もおられるという事は、これもう少し行政サイドで力入れてもろうてですね、今の 25 名からせめて 100 名、200 名ぐ

らの確保をしてですよ、町は助成して、人材センターに助成して、その時給最低賃金、愛媛県7、800円やと思うんですけど、それを町が助成して、一般の高齢者、専業農家の皆さんに雇用する時は、2,000円でも3,000円でも安くその1日賃金がくればですね、もう農家も助かり、漁業の方も助かり、まっとそのシルバーで良くなる方は、働こうかなと思うその気持ちが出てくるんじゃないかと思うんですよ。これは是非ですね、早急に取り組んで頂いて、頂きたいんです。もう1年向こうでは間に合わんぐらい高齢化が進んでおる思うんです。それとですね、2番目の町としての基幹産業の担い手不足と高齢化対策どのように考えておられるのかの町長の答弁ですけど、今現在ですね、先ほど町長が答弁で言われましたように、若者の就労ですね、なぜその農業、漁業離れが出るかということなんですよね、今の若い子らは1回は都会出てみたい。それもいいことやと思います。社会も勉強になるためやし、今はほとんど昔みたいに長男どうのこうのいうことやないし、親としても子供の意思を尊重する時代ですから、そやけどそこを呼び戻すためにも魅力あるまちづくりというのは、これ私は行政の政策あらゆる面で都会から呼び戻す、その施策が大事やないかと思うんですよ、今の答弁聞いていた範囲では、若者たちは、1回都会でた若者はもう1回この伊方町に帰って農業、漁業に従事しようかないような魅力あるまちづくりの施策ではないと思うんです。この2点お伺いします。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 失礼します。シルバー人材センターの取り組みについてご説明いたします。シルバー人材センターにつきましては、先ほど町長が答弁で申しましたとおり、平成27年の4月1日から

伊方町内、全体に広がって業務を広げております。これは、周知につきましては、平成27年3月号の社協だよりの機関紙に載せております。しかしながら先ほど申しました様に人数が少ないということで、老人クラブを中心に老人クラブの会合がある都度、社協の方では入会のお願いを申し上げておるのですが、中々入会が少ないとポツポツ入ってはおるんですけど、少ない状況でございます。そこで1つの取り組みとしましては、来年度老人クラブの各支部の支部長さんに体験的に入って頂いて、体験的な人材センターの活動をして頂くという予定をしております。あくまで計画でございますので、これから老人クラブの方に諮って実施する予定としております。それと周知の方法でございますが、社会福祉協議会におきましてもホームページがございません。この情報化の時代にホームページがないということで、そこら辺の導入も積極的に導入してあらゆる方向に情報発信をできるような形にしていくように指示をしております。以上でございます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 2点目の若者の就労、町の施策がないという形のご質問だったかと思えます。町といたしましては、先ほど町長が答弁なされましたとおり、国、県、町また団体事業を推進をしている所でございます。先般、議員全員協議会で伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の若い世代が魅力を感じる仕事を増やす提案で、雇用対策に新規就業者対策の就業フェアへの参加等また基盤整備の住宅体験等も含めて考えて欲しいとのご提言も頂いております。また、町の新規就業者支援対策事業は、親族関係者が居住されている方としておりまして、このことから町で就業されており、後継者として残って頂くことが一番であると考えております。これはやはり所得の安定が必要不可欠となっております。このよう

なことから、義務教育時代に地域の良さを養って頂くと共に高校生、大学生にも農漁業の良さを取り組みを説明し、若者の農業者に対する意識を新たにしてもらうよう働きかけをして行きたい。また将来後継者として伊方に帰って活躍してくれる、来て頂ける人材を今後も掘り起し育てていきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村明和議員

○議員（中村明和） 課長の答弁で老人クラブを窓口にというふうな話でしたけど、私の伊方町全体の老人クラブは分かりませんが、三崎地域の老人クラブの会員の皆さん今現役の農業、漁業やられとる方沢山おられるんですよ、その方々にシルバー人材センターの登録がどうの言われてもですね、会員数は私多くならん思うんですよ。ほとんど元気な方は老人クラブという名は入っても全然老人クラブの会合なり、年間行事なり、出席してない言うのが今現状やと思うんですよ。これはあくまでも三崎地域のことなんですけど、そやからもっとどういったらいいか、とにかく会員数を増やして頂いてですね、それで町言うか社協が雇用する場合その雇用する相手、農業、漁業の雇う方に安い賃金、雇えるような仕組みづくりを早急にして頂きたいんです。それと2点目の課長の質問でよく分かります。よく分かりますけど、この課題を早急に取り組まんかったことにはとにかく若者が将来の伊方町をつくっていく訳ですから、これは早急に取り組んで頂いて、毎年毎年が私は勝負やと思うとるんです。スピード感もって、1人でも多くの若者が伊方町に残って頂き、またUターンして頂き、行政が手厚く助成して頂き、子育てから就労まで、そういうことを一丸となって取り組んで頂きたい。町長いかがですか。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 後継者不足これは深刻な問題であるのは、言うにいうことないと思えますけど、ただ県の八幡浜地方局辺りとも担当課が絶えずそういう面についての協議もしておるようでございます。いずれにしても先方の若い皆さんの考え方もございまして引き連れて戻る言う訳にもいきませんので、優遇措置も随分伊方町の場合は他の市町に比べてやっておると思っております。そういう意味で再度普及所等の指導をあおぎながらですね、担当課の方も努力するようというのが最大限の所かなって思っています。

○議長（吉谷友一） 以上で、中村明和議員の大綱1を閉じます。中村明和議員、大綱2の再質問はありませんか。中村明和議員。

○議員（中村明和） 私が先ほど質問しました、伊方町で観光資源が沢山あると質問しましたが、それが現在全然行かされていないんですよ。と申しますのも、速水の瀬戸、これは今観光名所の鳴門の渦潮、紀伊水道と明石海峡がぶつかる鳴門の渦潮は海底の地形で渦潮がまくと、速水の瀬戸とは潮流自体の速さはそがい変わらないと、ただ瀬戸内海と豊予海峡入る時に、あしこ1mの段差があるから、その潮の流れが速い言うような私随分前に研修で聞いたことあるんです。ただそのなぜそれをうまく活かされないのか。今年度から予算付で佐田岬灯台周辺1億何千万予算組んで頂き、観光資源を活かすというようなことされております。それとですね、ちょっと先般、八西の総代会で旧瀬戸の八幡神社の宮司さんが講演されまして、私が須賀の森公園ですね、ここは、ま、言うたら私は全然そのよく戦争美化するような戦争があつて今の平和が成り立っているということで、私は認識しておりますので、須賀の森公園も

言うたら、太平洋戦争、九軍神ですね。宮司が言われるには太平洋戦争、真珠湾攻撃の開戦日に合わせて12月8日午前6時に毎年三机青年団の方々と慰霊をしようと、それとですね、4月には呉の海上自衛隊の方々が200名、3艇の艦艇で慰霊に参ると。この最近、毎年。ただその方々のなんのおもてなしも出来ないいうことを説に話されていたんですね。私もその宮司さんの講演を聞いて初めてその九軍神にそれだけその人が来られたのは初めて知りました。そのきっかけは、たった一人の海上自衛隊OBの方が瀬戸に海水浴に来られてその方が広げて行って、今OBの方とか年間、もう何十名という方がどうもお参りされとる。大きなその行事いうか、呉の海上自衛隊4月に毎年200人の方は慰霊に訪れとるといことなんです。私も今日朝行ってきました、そこへ、ものすごい設備整ってありました。もうやっぱ旧瀬戸ってすごいんやなあっと今日関心した所なんです。それとですね、私は観光資源には、伊方原子力発電所も大きな目玉になるんやないかと思うんです。と申しますのも愛媛県でない、四国で唯一の原子力発電所ですから、これを安全運転をしようということを皆さんにやっぱ周知して頂いてですね、大きなこれ観光資源になるんではなからうかと思うんですよ。それとですね、先般国が観光客を一般の家に泊める民泊をですね、大きく報じられていました。民泊。都会の若者が外国人は旅行の今ニーズが変わって、農家とか古民家とかその漁業しよる漁民の家に直接泊まって、その生活文化、伝統をその見てみたい、体験してみたいいうそのことがすごく取り上げられていたんです。それだったら、この伊方町でも限界集落、聞こえは悪いんですけど、その過疎化が進む中ですよ、そういう取り組みを大々的に早急にスピード感持ってやって頂いてですね、地域、各集落、行政、各種団体が連携をとってやればですね、これはもう観光、地域活性化は結び付いた、

一連の事業になるんやないか思うんです。おそらく私も10月の末にその三机の宮司さん講演聞かんかったら、全然この伊方町の議員しよってですね、あしこの須賀の森公園いうのはあんなに素晴らしとこやとか4月、200名の海上自衛隊の方は慰霊に訪れるなんか知らなかったんです。これって早急に対応すればですね、行政がですよ、主導になって200人が300人、その300人の家族が年間通してですよ、あしこすごい海水浴場整備もされておりました。プールもあります。いくらでも呼び込めるんやないかと思うんです。今日も初めて見てすごい関心したんです。そこら辺をですね、もう少し、合併して私も議員やらせてもろうとるんですけど、何かこうスピード感がない。後手後手に回りよる感じするんですよ、この点どうですか。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長 議長

○議長（吉谷友一） 産業振興課長

○産業振興課長 只今の観光資源が活かされていないという形で、いろんな施設の活用を早急にするようにというご意見だったと思います。先ほど町長が答弁申されたように、一応観光資源のですね、磨き上げという形は今現在進めている所でございます。そういう中で、1ついろいろ観光資源の磨き上げにつきましては、灯台周辺の整備そしてはなはなの整備、亀ヶ池温泉の機能向上、きら館のリニューアルそしてまた先般では大久展望台のライトアップ、イルミネーションの拡大と様々な取り組みを致している所でございます。そういう中でも今現在いろんな施設の状況、誘客状況を見てみますと、一つ亀ヶ池温泉のですね、機能向上に至ってはですね、3、4年前の集客まで一応かえって来ているという状況も今現在見えて来とります。そういう中で、今後この観光資源の磨き上げを行うことによって、様々な施設にも

そういうふうな影響が出て来るのではないかと
いうふうにも考えてもおります。今後、来年までの
3年間の計画をしますとしますので、そこら辺を見なが
らです、随時またこの磨き上げ、利活用につ
いては、考えていきたいというふうに思っており
ます。また、その他にも今ご提言頂きました、発
電所、民泊等の提案もございましたが、民泊等
につきましても一応先般の新聞で私の方も見させ
て頂きましたが、まだ民泊をするには様々な課題
をですね、解決をしないといけない部分もござ
いますので、そこら辺を踏まえまして、今後考
えてみていったらと思っておりますので、よろしく
願いたいと思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質
問を許します。中村明和議員

○議員（中村明和） 課長、丁寧な答弁して頂
いたんですけど、佐田岬灯台、原子力発電所、須賀
の森公園、ほいて亀ヶ池温泉が大きな核になる
と思うんですよ、ただその観光に対して、一つ一
つその観光やなしに伊方町内のその施設、大きな
核とした線ですね、それを具体化しないことには、
佐田岬灯台見て、素泊まりで観光客が帰るいうこ
となんです、今の国道九四フェリーは1時間
おきに出とるんですよ、そやらか1時間ずらして
2時間あれば佐田岬灯台の観光も出きる、九軍神
の慰霊も行ける。亀ヶ池温泉行って風呂入って帰
れる。今そういう状況なんです。そこをなんとか
努力して、伊方町の旅館に一泊泊まって頂くよ
うな施策を早急に取り組まんことには、素通りでは
伊方町に余りお金は落ちないんですよ、その辺
をもう少し、町長も先ほど言われたように、発電
所もやっとなら再稼働という方向で行くという事
で、ちょっと考える余地、観光に取り組むあれ出
てくるような答弁でしたので、是非ですね、一丸
となって早急にいい知恵を出して頂いてですね、
我々議員もいろいろ視察行かせて頂いております
ので、その視察の勉強もしてきた町を参考にし
ながらで

すね、伊方町に取り組んでいける所は取り組
んで行って、早急にスピードもってこの地域活
性化、観光振興は一体となって取り組まないと
思っております。どうですか、町長。

○議長（吉谷友一） 只今の中村明和議員の再々
質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長 中村議員さん、いろいろな角度から
の観光振興のご提言でございました。どちらに
致しましては町は観光からの地域おこしとい
うのを一つの柱にしております。そのため
には、官民一体となって、協議を進め新し
い観光また経済効果につながるような施
策等を講じて行きたいこのように考
えておりますので、よろしく願
いいたします。

○議長（吉谷友一） 以上で、中村明和議員の
一般質問を終わります。続いて、篠川議員、
一般質問をお願いします。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 私は次の事項について質
問をいたします。大綱1、伊方町の子育
て世代支援等について。大綱2、伊方
発電所再稼働に関する安全性等につ
いて。

最初に、安倍晋三首相は9月24日の記者
会見でアベノミクスは第2ステージに移
ると宣言し、経済成長の推進力として
新たな3本の矢を発表しております。第
一の矢は、希望を生み出す強い経済。
強い経済は、2020年の名目GDP国内
総生産を600兆円に。第二の矢、夢を
紡ぐ子育て支援。子育て支援は、合
計特殊出生率を1.8に回復。第三の
矢は、安心につながる社会保障。社
会保障は介護離職ゼロに。今後の
焦点は、新三本の矢を実現する具
体策に移っております。鬼北町の
甲岡秀文町長は、平成28年度から
小中高校生までの医療費の無料化
の条例改正案を議会に提出、去る

12月2日定例で原案可決しております。伊方町の人口ビジョン素案では、伊方町の平成20年から24年の合計特殊出生率は1.7、国の1.38、愛媛県全体では1.5。この合計特殊出生率は、県内市町では4番目に高く、八幡浜保健所管内では大洲市の1.72に次いで高くなっております。しかし、出生者数は平成11年までは年間100人前後で推移していたが、平成12年からは80ないし90人台となり、平成17年以降は60人前後と減少傾向であります。ちなみに平成25年は58人、平成26年は38人となっている。

そこで、(1)として、若い世代が、子どもを産み育てることを選ぶ環境づくりのためにも児童医療費助成は、入院に係る保険医療に限る一部負担金に相当する額の助成制度を小中学生から高校生までの医療費に係る保険給付の一部負担金相当額の助成とするよう提言いたします。

大綱2として、四国電力は全交流電源が喪失し、原子炉を冷やす一次冷却水の配管が大きく破断、炉心の溶融貫通が起きる事故を最も厳しい想定と位置付けてシミュレーションしております。想定事故は大地震を原因としたシミュレーションで、伊予灘を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、原子炉を止めることには成功した。しかし、一次冷却水の圧力が急速に下がり、原子炉格納容器の温度や放射線量の急上昇、大型配管の破断により、一次冷却水の大量漏えいを示した。また、非常用ディーゼル発電機など、全交流電源が喪失し蒸気で動くタービン動補助給水ポンプは作動したが、一次冷却水が失われていく状況ではほとんど機能しなくなった。この想定シミュレーションは、事故発生から約19分後には、早くも炉心溶融が始まり、約1.5時間後には3,000℃近くまで達した核燃料は溶け落ちて原子炉容器の底を突き破り、格納容器の底へ落ちて溜まるメルトスルー炉心貫通がおきております。運転要員らは代替スプレイポンプによる注水を続

け24時間後に、格納容器内の空気を冷やす循環ユニットを作動した。そして、冷却ユニットで格納容器内部の空気が冷やされて、約48時間後には、格納容器の圧力と温度を安定した状態まで下げること成功した等とメディアは報じております。さて、原子力発電対策特別委員会が、平成27年度7月29日、9月10日、9月15日、9月25日と開催され、原子力規制庁、資源エネルギー庁、内閣府、四国電力等からそれぞれ説明を受けました。そのこと等から、原子炉容器の容積は約105 m^3 程度、原子炉圧力は約160気圧で温度は約350℃にもなる。運転中約200 m^3 の水が流れる原子炉容器接続の大型配管の破断が起きれば、高圧高温の一次冷却は、一気に格納容器内に放出し、そのほとんどが蒸発するものと考えてます。同時に炉心は空焚き状態となり、事故発生から約19分後には炉心溶融が始まっております。そのため、代替格納容器スプレイポンプによる注水を急がなければならない。しかし、代替格納容器スプレイポンプ作動レバーは原子炉建屋にあるので、運転員2人は放射線量を確認した後、防護服、タイベックスーツにマスク姿で、ヘルメットにライトを装着して中央制御室から原子炉建屋へ急いでおります。

そこで、(1)として、代替格納容器スプレイポンプ作動に要する時間はシミュレーション上49分とのことですが、スプレイ水による冷却前に炉心は溶け落ちてしまうのではないのでしょうか。

(2)として、本シミュレーションでは、前述のように運転要員らは代替スプレイポンプによる注水を続けるとともに、約24時間後に、格納容器内の空気を冷やす再循環ユニット作動とのことですが、事故発生後から90分後には溶け落ちた核燃料は原子炉容器の底を突き破り、格納容器の底へ落ちて溜まっている。とのことですが、この状況で格納容器の損傷は食い止められるのでしょうか。

(3)として、原子力規制委員会の説明参考資料、出典、四国電力から、代替格納容器スプレイポンプに加えて加圧ポンプ車が使用できると思いますが、この際ポンプ車は使用しないのでしょうか。

(4)として、四国電力の想定注水量は4000 m³から6000 m³とメディアは報じております。また、7月29日開催の原子力発電対策特別委員での質疑の中でも規制庁は、核燃料が冠水するまで格納容器へ注水すると約4000 m³、必要なら6000 m³なり、注水出来るとの答弁だったと記憶しております。ところが、伊方発電所は本シミュレーションは、炉心溶融を想定しており、溶融した燃料が原子炉容器下部に溜まることを想定し、原子炉容器下部が冠水する量は、約4000 m³である。と答えております。そこで①として、原子炉格納容器への注水量は約4000 m³で炉心冠水と認識しておりますが、違っていたら訂正して下さい。②として、格納容器へ約4000 m³炉心冠水した時の水面から格納容器底部までの深さはどれぐらいになりますか。③として、原子炉格納容器底部から大型配管破断面上端までの容積。

(5)として、事故発生から約19分で炉心溶融、約49分後に代替格納容器破損スプレイポンプによるスプレイ注水開始、約90分後に原子炉容器破損、損傷、溶融炉心が原子炉格納容器内下部への落下。この溶融炉心、落下時間を遅らせるまたは防止するために、原子炉容器への注水につながる原子炉格納容器への注水対策を講ずることが重要であると考えます。

(6)として、伊方発電所の再稼働にあたって、万が一が一人知の及ばない自然災害との複合災害でも放射性物質は原子炉格納容器内に必ず閉じ込める。このことに失敗すれば、伊方町の農産物、水産物等すべて風評被害にさらされます。重ねて申しますが、どのような複合災害であっても放射性物質は原子炉容器に閉じ込める。発電所への対応について山下町長の覚悟と明解な答弁を求め

ます。以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長 議長

○議長(吉谷友一) 町長

○町長 篠川議員のご質問にお答えをいたします。

まず大綱1 伊方町の子育て世代支援等についてでございますが、議員が申されました「乳幼児及び児童医療費の助成」につきましては、これまでも段階的に助成範囲を拡充するための見直しを行って参りまして、直近では平成24年度に6歳から15歳までの小中学生の入院給付を助成対象とする改正も行ってございます。今回、議員は、若い世代の方々が、町内で子どもを産み育てることを選ぶ環境づくりのためにも、小中学生から高校生までの医療費を助成するように、とのご提案でございますが、町では、現在、国が進めている地方創生の動きに合わせ「伊方町人口ビジョン」及び「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を行っているところでございます。その戦略を展開していくための大きな柱の一つとして「若い世代が本町で、子どもを産み育てることを選ぶ環境づくり」という基本目標を設定いたしまして、結婚、出産・育児、教育、地域の子育て環境の充実等につきまして、総合的に推進することといたしておる所でございます。そこで、ご提案のありました、乳幼児及び児童医療費助成制度の充実につきましてですが、今年度とりまとめる総合戦略にその内容を盛り込むことといたしております。来年4月1日からは、義務教育終了まで、つまり中学校卒業までの児童生徒の医療費の完全無料化を図るべく、条例改正案を今定例会に提案いたしてございます。議員は、高校卒業までの無料化

を提案でございますが、今回は、中学校卒業までの無料化につきまして考えてございませぬのでよろしくお願ひいたします。

次に、大綱 2 伊方発電所再稼働に関する安全性等についてのご質問をお答えいたします。まず最初にお断り申し上げておきますが、只今議員からご質問がありました、伊方原子力発電所 3 号機の安全審査に係る様々なトラブルを想定した事象の詳細につきましては、マスコミが報じた情報に基づくご発言と、推察するわけでありませぬが、原子炉の構造に関する専門的な内容であり、また発電所の機密情報にも関わることに懸念されませぬので、これから申し述べます内容につきましては、原子力規制庁からの回答内容でございますのでご承知願ひたいと思ひます。

それでは、先ず 1 点目、代替格納容器スプレイポンプ作動に要する時間をシミュレーション 49 分とのことですが、スプレイ水による冷却前に炉心は溶け落ちてしまふのではないかと。との質問がございました、ご質問のあった事故事象は、大口径の配管の破断に冷却材の喪失と同時に非常用炉心冷却系及び原子炉格納容器スプレイ注入機能の喪失、さらに全ての交流電源の喪失、原子炉補機冷却機能の喪失の重畳を考慮した非常に厳しい事故を想定したものであります。四国電力の対策では、事故発生後、速やかに事故の状態や機能を喪失した機器を把握し、原子炉への注水のために代替格納容器スプレイポンプの準備を開始し、事象発生後、約 19 分には炉心損傷の兆候があると判断し、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器へ切替え、事象発生後、約 49 分には代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水を開始します。この原子炉格納容器への注水により、原子炉下部キャビティ

には、注水した水が蓄えられていくことで、原子炉容器破損した場合でも、原子炉容器から落下する溶融した炉心を冠水・冷却することにより、原子炉格納容器の破損を防止することができます。また、原子炉容器の破損は、事象発生後 1.5 時間で発生すると解析されており、その時点では原子炉下部キャビティには、約 1.3m 程度の水位が確保できていることから、原子炉格納容器の破損を防止できるものと判断をいたしてあります。したがって、質問のように、代替格納容器スプレイポンプによる注水を開始する前に、原子炉容器が破損して、溶融した炉心が原子炉下部キャビティに落下することはございませぬ。

次に、2 点目ですが、シミュレーションでは、先のように運転要員らは代替格納容器スプレイポンプによる注水を続けるとともに約 24 時間後に、格納容器内の空気を冷やす再循環ユニットを作動とのこととでございます。しかし、事故後約 90 分後には溶け落ちた核燃料は原子炉容器の底を突き破り、格納容器の底へ落ちて溜まっている。とのことですが、この状況で格納容器の破損は食い止められますか。との質問に対しましては、先にお答えしたとおり代替格納容器スプレイポンプを用いた代替格納容器スプレイ及びこれによる原子炉下部のキャビティ注水により、原子炉格納容器の破損を防止するための対策を継続することで、原子炉格納容器内の温度及び圧力は、格納容器の破損を防止できることの判断基準を下回り基準を満足していることを確認してございませぬ。その上で、長期的に原子炉格納容器を安定状態へ導くためには、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施することによって、原子炉格納容器からの熱の除去を確立させていることから、原子炉格納容器の破損を防

止する設計であることを確認してございます。

次に、3点目、原子力規制委員会の説明参考資料から代替格納容器スプレイポンプに加えて加圧ポンプ車は使用できると思います。この際、加圧ポンプ車は使用しないのですか。とのご質問に対しましては、このような事故の対策として、代替格納容器スプレイポンプを用いた代替格納容器スプレイにより、原子炉格納容器の破損を防止できる設計であることを確認しております、質問にある中型ポンプ車、加圧ポンプ車等を用いた代替格納容器スプレイに関する手順は、技術基準上全ての要求事項を満たすことや、全てのプラント状況において使用することは困難であるもののプラントの状況によりましては事故対応に有効な対策として整備されております。このような対策は、水源を特定しない注水手段として有効であるものの送水ホース及びポンプ車等の運搬、接続作業に時間を要することから、事故時の対策としての有効性評価では使用していない。とのことでございます。

次に、4点目、四国電力の想定注水量は4000 m³ないし6000 m³と、メディアは報じている。また、7月29日の原子力発電対策特別委員会での質疑の中でも規制庁は、核燃料が冠水するまで格納容器へ注水すると約4000 m³、必要なら6000 m³までは注水出来るとの答えであったと記憶をいたしております。ところで伊方発電所のシミュレーションは、炉心溶融を想定しており、溶融した燃料が原子炉容器の下部に溜まることも想定し、原子炉容器下部が冠水する水の量は約4000 m³であると答えております。そのうえで、4000 m³が違っていたら訂正してくださいとのことですが、4000 m³とは、原子炉容器内に溶融炉心が残存

の場合の水量ではなく、格納容器スプレイを停止するための原子炉格納容器内の水量でありまして、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器を水没させない高さに相当する水量でございます。原子炉格納容器内に水を規定水位の4000 m³まで注入したにも関わらず、原子炉格納容器雰囲気が過熱状態にあれば、原子炉容器内に溶融炉心が残存していると判断し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内の自然対流冷却を阻害しない程度の水量なら、すなわち6000 m³までを原子炉格納容器内へ注水いたします。なお、約6000 m³注水した場合、原子炉格納容器内の水は、原子炉容器が破損した際にできる原子炉容器下部開口部から原子炉容器内へと流入し、炉心発熱有効長の半分の高さ、つまり核燃料の概ね半分くらいまでの高さまで冠水することとなります。また、格納容器へ約4000 m³注水したときの「水面からの格納容器底部までの深さは」どれくらいになりますか。との質問につきましては、約4000 m³注水した場合、水面から格納容器底部までの深さは約8.1m、約6000 m³注水した場合の水面から格納容器底部までの深さは約10.3mとなります。更に、原子炉格納容器底部から大型配管破断面、上端までの容積でございますが、ご質問の容積につきましては把握しておりませんが、約6000 m³注水した場合、原子炉格納容器内の水は、原子炉容器破損した際にできる原子炉容器下部の開口部から、原子炉容器内へと流入し、炉心発熱有効長の半分の高さまで冠水することになります。

次に5点目、事故発生から約19分で炉心溶融が始まり約49分後に代替格納容器スプレイポンプによるスプレイ注水開始、そして約90分後に原子炉容器破損、更に溶融炉が原子炉の格納容器下部への落下、この溶融炉の落

下時間を遅らせる又は防止するためにも、原子炉圧力容器への注水にもつながる「原子炉格納容器への注水対策」を講ずることが重要であると考えます。このような意見に対しましては、ご質問の主旨を踏まえ『この熔融炉心の落下時間を遅らせる又は防止するためにも、原子炉格納容器への注水につながる「原子炉容器への注水対策」を講ずること』と解釈したうえで、次のような回答でございます。「実用・発電用原子炉に係る、発電用原子炉・設置者の重大な事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」における「原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」につきまして、解釈では「熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注入する手順等を整備すること。」を要求しており、これに基づいて、熔融炉の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する手順が整備されていることを確認しています。具体的には、四国電力は、充てんポンプB、自己冷却式による代替炉心注水を整備しています。なお、重大事故等対策の有効性評価における格納容器破損モード「格納容器過圧破損」においては、事象を厳しく評価するため充てんポンプB、自己冷却式による代替炉心注水は実施してございません。

次に、6点目の伊方発電所の再稼働にあたって、万が一が一人知の及ばない自然災害との複合災害でも、放射性物質は原子炉格納容器内に必ず閉じ込める、このことに失敗すれば、町の農産物、水産物等すべてが風評被害にさらされ、この点につきましては、重ねて申し上げますが、どのような複合災害があっても放射性物質は原子炉格納容器に閉じ込める。このことについて、新規制基準は、新たに整備

される重大事故等対処施設によって、福島第一事故と同様に炉心損傷が起きたとしても、原子炉格納容器を破損させないための対策を要求しており、想定する格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止するために必要な対策に有効性があるかを確認してございます。伊方発電所におきまして、この基準を満たしており、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に減少するといった厳しい事故が発生したとしても、放射性物質であるセシウム137の放出量は約5.1テラベクレル福島第一原子力発電所事故と比べると3桁低いレベルになると評価されます。もちろん、これを上回る事故が発生しないとは言えませんが、その可能性は極めて低く抑えられるものと考えております。また、原子炉格納容器の破損に至った場合において、放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策として、放水砲により原子炉格納容器へ放水する手順等を整備いたしております。以上が、原子力規制庁からの回答でございます。

最後に、私に対し「伊方発電所への対応について町長の覚悟と明解な答弁を」とのことですが、伊方発電所3号機については、今年7月15日、原子力規制委員会は、世界最高水準とも言える新規制基準に適合し、法律に基づき運転にあたって求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認され、設置変更許可をすることを決定いたしました。しかしながら、規制委員会の田中委員長は、安全性を確認したからといって、住民とかが「絶対に安全である」とか「これで事故は絶対に起こらない」と、思いたい気持ちは分かりますが、それを言った途端に規制という安全神話の世界に入っていくということも、福

島事故の大きな反省であることから「ゼロリスクとか絶対に安全」ということは言わないと申されております。従いまして、私といたしましては「規制基準を満たしているので絶対に安全」といった安全神話に陥ることがないよう、今後においても、絶えず最新の知見に基づいて規制基準を見直し向上させていくことや事業者による自主的な安全性の向上、ヒューマンエラーの防止など、世界最高水準の安全性確保について不断に追求していくことが、私に課せられた最大の責務であると考えております。また、万が一、伊方発電所がどのような災害に見舞われたとしても、福島事故のような大量の放射性物質を環境中に放出するような事態は、絶対に招いてはならない。事故は起こしてはならない。との強い決意を持って、私に課せられた責務を果たすべく、国及び事業者に対し、徹底した対応を求めて参る覚悟でございます。以上、篠川議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。篠川議員、大綱1の再質問はありませんか。篠川議員。

○議員（篠川長治） 子育て支援につきましては、中学3年生までは医療費の無料化今定例会で提案されておりますようなのでその点については特に申し上げることはありません。その分で例えば子育て支援につながるニュースでいろいろ言われてる子供の貧困、これは6人に1人、17歳以下である16.3%であると報じておりますが、この子供の貧困等について、もし町長のご所見を頂ければありがたいと思っております。以上、1点お願いします。

○議長（吉谷友一） 再度聞き取れなかったんでお願いします。

○議員（篠川長治） 中学生まで、医療費、高校

生までの医療費をお願いしたんですけど、中学生までの医療費は今議会で提案されているようでこのことについて特に再質問ありませんが、そのいわゆる子育て支援につながる子供の貧困、大体6人に1人、17歳以下では16.3%メディアは最近報じておる訳なんですけど、この子育て、貧困等について町長のご所見をお伺い頂ければと思います。以上です。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。町長

○町長 子どもの子育ての貧困についてのご質問でございます。政府はもちろん国、県、町もちろん法的にですね、それらの制度は正当化されております。特別に町が単費でもってですね、今の所、支援をするということは考えてございません。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 大綱1については、再質問ありません。

○議長（吉谷友一） 以上で篠川議員の大綱1を閉じます。篠川議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 原発の再稼働に同意したことは、その安全性について大きな責任があります。安全に終わりはない等から再質問をさせていただきます。只今、答弁頂きましたのは、四電のシミュレーションにそったものようなんですけども、例えば四電はシミュレーションで、事故発生から19分で炉心溶融、約49分後に代替格納容器スプレイポンプによるスプレイ注水開始、約90分後に原子炉容器損傷、溶融炉心が原子炉格納容器内に落下などとなっております。そこで、まず1点目といたしまして、溶融した核燃料が原子炉容器を損傷した際は、その損傷口から原子炉容器下部にある原子炉キャビティ（原子炉容器の真下にある

部屋)へ落下し、原子炉下部キャビティに溜まった水により、継続的に冷やされて、格納容器の損傷を防止すると言うようなことなんですけど、そのために代替格納容器スプレイポンプによる注水を先ず行いその後に、可搬式加圧ポンプ車による注水を実施するようですが、スプレイポンプと加圧ポンプ車は直ちに準備し、準備出来た方から一刻も早く注水すべきだと思います。先ほど町長の答弁は、加圧ポンプの方は、準備にちょっと時間がかかるんで云々ということがありましたけど、私はどちらかと言えば、加圧ポンプの方がまず先、格納容器のスプレイ注水と同時かそれ以前にやるべきじゃないかと思っております。それから、2点目といたしまして、炉心溶融による原子炉容器の損傷を止めるあるいは遅らせるためには、可搬式加圧ポンプ車による原子炉容器への注水は、過酷事故防止対策上重要な手段であると考えております。可搬式加圧ポンプ車による原子炉容器への注水開始に、スプレイポンプと同じ49分を要したとしても、本シミュレーションでは、原子炉容器損傷の90分までの注水量は約102.5m³、この水を原子炉容器。水は原子容器の約105m³の97%に達すると思います。仮に、炉心冠水が原子炉容器容積の60%とした場合には63m³。この注水に要する時間は約25.2分。加圧ポンプ車による注水開始時間が短縮できれば、その短縮した時間だけ事故収束につながります。

○議長(吉谷友一) 篠川議員、技術的な、専門的なことに関しましては、町長の答弁にも規制庁の方からの回答ということでございましたので、最後の6番の件についての質問の重点でお願いしたいと思います。如何ですか。

○議員(篠川長治) 答えられない部分については、何がなんでも答えとは言っておりませんので、質問する分だけはしたいと、させて欲しいと思います。

○議長(吉谷友一) 分かりました。

○議員(篠川長治) 原子炉容器容積の105m³の97%に達します。仮に炉心の冠水が原子炉容器容積の60%とすれば約63m³であります。となります。この注水に要する時間は約25.2分、加圧ポンプ車による注水開始時間が短縮できれば、その短縮した時間だけ事故収束につながります。この可搬式注水ポンプによる原子炉容器への注水シナリオは、原子炉容器損傷防止対策の有効性の観点から評価すべきであると考えます。以上について、再度町長の答弁を求めます。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○政策推進課長 議長

○議長(吉谷友一) 政策推進課長

○政策推進課長 先ほど、町長からご答弁頂いたとおり、原子力規制委員会の方からですね、回答を頂いております。今回のご質問、非常に重大事故が重畳した、非常に厳しい事故を想定したものとなっております。それに対して、国の規制基準が求めている手順でこれは規制庁が確認しておる内容を回答頂いたものであります。先ほどから議員さんも言われておりますが、四国電力としては、様々な予備の手続き、手順を準備しております。その予備の手順として、先ほど言われたように、加圧ポンプ車の関係でございます。しかしながら、送水ホース及びポンプ車等の運搬接続作業に時間を要することから、事故時の対策としての有効性評価では使用していない。という事で規制庁の判断材料とはしていないという事でございますが、やはり臨機応変、事故の事象によっては、ある設備でございますので、現場において判断されて使用されるものであると思っております。ということで、有効性の優先順位等については、こちらでは分かりませんので、ご理解頂いたらと思います。

○議長(吉谷友一) 只今の答弁に対する再々質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 只今答弁のようにいわゆる四国電力には、予備のポンプ車、中型ポンプ 210 m³毎時が 8 台、加圧ポンプ車 150 m³が 6 台、大型ポンプ 1320 m³毎時が 2 台。準備してあるんですね、準備はしてあるということは、例えば規制庁がどう言おうがこう言おうがとにかく現場でもっては、こういう複合災害にあった場合には、何が優先されるべきかということは、シミュレーション通りに行くんだったら事故は起こってない訳なんです、だから結局、四国電力のいわゆるシミュレーションにそったものであると思うんですね、それはそれでいい訳なんですけどね、万が一の場合はやはり臨機応変な対応が大切だと思います。だから、せっかくポンプあるんですから、準備に時間がかかるんだったら、かからないように今から、その時間がかからないような対策を講じるべきだと私は思います。まして、今町長が最後に言われてように、なにが何でもやはり最低格納容器内に放射性物質は閉じ込める。このことはもう絶対と言わざるをえないと思います。万が一、発電所内等いえども放射性物質は、漏えいしたということになれば、それはもう伊方町の農水産物はまず風評被害でどうしようもなくなると思います。漏れたということになれば、それだけで、まず私たち、少なくとも最低 5 km 圏内のは避難すればいつこの伊方に自分のふるさとに帰れるか、福島の場合見ても分からない訳ですね、ですから、今時間のある内、再稼働にあたって、現在の規制庁の基準が世界一と言うけど必ずしも世界一とは、話もあるんですけど、そういうとにかく、格納容器のスプレイを準備するのに 49 分なんです、だから加圧ポンプの準備もそのぐらいで、それ以前にもっと早く出きるような方法をやっば講じて頂きたいと思います。そのことについて、答弁があれば伺います。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○政策推進課長 はい

○議長（吉谷友一） 政策推進課長

○政策推進課長 失礼します。先ほど、町長も現状に満足することなく、絶えず最新の知見に基づいて見直し、それから事業者による自主的な安全性の向上、ヒューマンエラーの防止などを求めているということでございました。町長より指示に基づいてですね、議員さんも言われましたが、多重防護の観点から様々な形で四国電力にもご検討頂き、重要な手段を講じて頂く、それに備えて頂くというふうな準備に努めて参りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、午後 1 時からといたします。

（休憩 12：00～13：00）

議案第 107 号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第 5 「三机小学校校舎外部改修基金条例制定について」議案第 107 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長 議長

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 議案第 107 号 三机小学校校舎外部改修基金条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。本案は、三机小学校の校舎外部改修に要する費用に電源立地地域対策交付金の財源をもってその費用に充てるため、本条例を制定するものでございます。第 1 条から第 7 条までの構成となっており、第 1 条が「設置」、第 2 条は「積立て」で電源立地地域対策交付金の財源をもって基金に積み立てる額としています。第 3 条が「管理」、第 4 条は「運用益金の処理」、第 5 条が「繰替え運用」の処理となっております。第 6 条では「処分」で、第 1 条の目的を達成する

財源に充てる場合に限り処分することができる
とし、第7条が「委任」事項となっております。
尚、本条例は公布の日から施行するものであり
ます。以上、三机小学校校舎外部改修基金条例
の制定についての説明とさせていただきます。ご
審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑な
しと認めます。これより討論に入ります。討論あ
りませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認
めます。これより、議案第107号を採決いたしま
す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。（「なし」の発言
あり）異議なしと認めます。よって、議案第107
号「三机小学校校舎外部改修基金条例制定につ
いて」は、原案のとおり可決されました。

議案第108号

○議長（吉谷友一） 日程第6「伊方町税条例等
の一部を改正する条例制定について」議案第108
号を議題といたします。提案理由の説明を求めま
す。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 議案第108号 伊方町税条例等の一
部を改正する条例制定につきまして提案理由を
ご説明いたします。本案は、個人町民税の納期前
納付に係る報奨金制度の見直し及び地方税法施
行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、本
条例の一部を改正する必要が生じたため提案す
るものでございます。それでは、改正内容につ
きましてご説明させていただきますので参考資料
の1頁をお開き願います。第1条の改正につ
きましては、個人の町民税の納期前納付に係る報
奨金制度を廃止するため第42条第2項を削るもの

でございます。この制度は、税収の早期確保と納税
意欲の向上などを目的といたしまして昭和25年
の地方税法の創設時から発足しておりますが、現
在では、納税意識や地方税制への理解は広く浸透
し収納率も安定するようになりました。このうち、
個人の町民税にきましては、給与や年金から天引
きする特別徴収の方法により徴収される方につ
きましては、この制度の適用がないことから、事
業所得者等、納税通知書により、直接納税され
る方とは不公平感が生じております。また、合併
検証作業におきまして、今後取り組むべきこと
として位置付けられており、さらに、愛媛県内
でも、伊方町を除く全市町が既に廃止している
状況でございます。これらのことを勘案しまして
この制度を廃止するものでございます。なお、
この規定につきましては附則におきまして平成
28年4月1日から施行するものでございま
す。次に、2頁をお開き願います。第2条の改
正につきましては、本年4月28日に開催され
ました。伊方町議会第38回臨時会の議案第56
号で、伊方町税条例等の一部を改正する条例
の制定につきまして専決処分事項としてご報
告し、ご承認いただいておりますが、地税法
施行規則等の一部を改正する省令が、9月30
日に公布されたことに伴いまして、税務当局
へ提出する申告書等の様式に、当該申告書等
の提出者等の個人番号又は法人番号を記載
する欄が追加されたことによりまして、以下の
とおり、関連条項を整備するものでございま
す。なお、この規定につきましては、附則にお
きまして公布の日から施行するものでござい
ます。以上、ご審議の上ご承認賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑
なしと認めます。これより討論に入ります。討
論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論
なしと認めます。これより、議案第108号を
採決いたしま

す。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第108号「伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第109号

○議長（吉谷友一） 日程第7「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議案第109号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長 議案第109号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。本案は、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。それでは、改正の内容につきましてご説明させていただきますので参考資料をお開き願います。第24条第2項第1号につきまして、国民健康保険税の減免申請書に記載する事項に個人番号を追加するものでございます。なお、この条例につきましては、附則におきまして平成28年1月1日から施行するものでございます。以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第109号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第109

号「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第110号

○議長（吉谷友一） 日程第8「伊方町乳児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」議案第110号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福祉課長 議長

○議長（吉谷友一） 福祉課長

○福祉課長 議案第110号 伊方町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定についての提案理由をご説明申し上げます。本条例は、現行の乳幼児及び児童医療費の助成を拡充し、安心できる子育て環境の一層の充実を図ることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。改正内容は、新旧対照表により説明いたしますので参考資料をお願いいたします。まず、条例の名称であります「伊方町乳幼児及び児童医療費助成条例」を「伊方町子ども医療費助成条例」に改めるものでございます。同様に、第1条から第6条までの「乳幼児及び児童」又は「乳幼児」も「子ども」と改めるものでございます。次に、第2条でございますが、第1項に「又は同条の規定により町が行う国民健康保険の被保険者とされた者」を追加し「6歳」を「15歳」に改めるものであります。更に、第2項は削除し、第3項から第7項を、第2項から第6項に改め、第5項の「特定療養費」を「保険外併用医療費」に改めるものであります。2頁をお願いします。第4条につきましては「（児童にあっては、入院に係る保険給付に限る。）」を削除するものであります。第5条につきましては、第3項に「及び6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15歳に達する日の以後に

おける最初の 3 月末日までの間にある者の保険給付」を追加するものであります。最後に、3 頁をお願いします。第 6 条、第 3 項を削除するものであります。なお、以上につきましては、附則におきまして平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 先ほど篠川議員の一般質問でもありましたが、将来的に高校生まで助成する考えはないですかね。町長。

○議長（吉谷友一） 町長

○町長 段階的に改善しようということで、今の所、今回で義務教育の終わりまでということにしてございますので、今後財政事情等も緩和しながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 110 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 110 号「伊方町乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものであります。今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えいたします。明日 17 日は休会。18 日は午

前 10 時から本会議を再開いたします。以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 13 時 16 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員